



早めの設置をお願いします

消防法の改正により、平成18年6月からすべての住宅に、住宅用火災警報器の設置が義務化されました。

火災を早期に見つけることで、初期消火や避難ができるなど、設置による効果は高いと考えられます。すでに設置が義務化され、95%の住宅に普及しているアメリカでは住宅火災による死者がほぼ半減し、道内でも、設置していたおかげで火災を免れたという報告もあります。

石狩市の既存住宅の場合、平成20年5月31日までに設置しなければいけませんので、住宅用火災警報器を早めに設置してください。

問合せ 石狩消防署予防課
☎74・7165



住宅用火災警報器



国の鑑定マーク



そのほか

固定資産の縦覧・閲覧

平成19年度の固定資産の縦覧・閲覧が4月2日から始まり、市内に土地を所有している方が土地価格等縦覧帳簿を見ることができ、同様に家屋を所有している方が家屋価格等縦覧帳簿を見ることが出来ます。

また、ご自身で持ちの固定資産について、無料(縦覧期間内に限ります)で閲覧できます。

日時 4月2日(月)～5月31日(木)
(土日祝日除く) 8時45分～17時15分

場所 市役所1階15番窓口/厚田支所市民福祉課/浜益支所市民福祉課

縦覧に必要なもの

- ・納税者本人を確認できるもの(運転免許証、健康保険証等)
- ・納税者以外の方が来庁される場合は、納税者本人からの委任状(納税者が法人の場合は、代表者印を押印したもの)と委任された方を確認できるもの(運転免許証、健康保険証等)

問合せ 税務課土地担当

☎72・3120

家屋・償却資産担当

☎72・6120

厚田支所 ☎78・2886
浜益支所 ☎79・2112

	土地価格等縦覧帳簿	家屋価格等縦覧帳簿
記載事項	所在、地番、地目、地積、価格	所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格
閲覧対象者	当該市町村内に所在する土地の固定資産税の納税者	当該市町村内に所在する家屋の固定資産税の納税者

水質検査計画の公表

平成19年度水質検査計画を、3月1日(木)から市ホームページ、市役所1階情報公開コーナー、花川南浄水場、厚田支所、浜益支所で公表します。

水質検査計画は、水道水の水質管理の基本となる水質検査を、「どこから採水し、どのような項目で何回行うか」などを示した計画です。水質検査を効率的・合理的に実施するため、また水道水を安心して利用してもらえるように情報公開するためのものでもあります。

問合せ 花川南浄水場

☎73・4311

厚田支所建設水道課

☎78・2015

犬と猫を飼っている方へ(簡単なマナーの話)

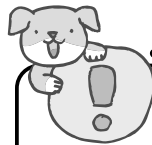


ペットとして犬や猫を飼う方が増えています。その一方で、周囲に不愉快な思いをさせている例も後を絶たず、市役所に寄せられる苦情も少なくありません。

ペットを飼うことが、日々の生活の“癒やし”や“うるおい”であることは良いことですが、動物を飼わない・苦手な人もいることを忘れないようにしたいものです。

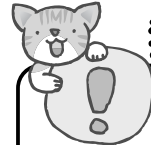
ペットに愛情を注ぐように、近隣にも目を向け、少しの気配りをしましょう!

飼い主一人一人がマナーを守ること、近所からの理解も深まり、人と動物の関係はもっと良くなるはずですよ。



犬の飼い主マナー

- ・犬は登録し、毎年1回狂犬病の予防注射を受ける(狂犬病から人間を守るため法律で義務化)
- ・犬は頑丈な綱や鎖でつなぎ、放れないようにする(放し飼いは条例で禁止)
- ・最後まで責任を持ってしつける(無駄ぼえは近所迷惑ですので必要以上に鳴かないことを教える)



猫の飼い主マナー

- ・家の中で飼う(交通事故や猫エイズ感染から守る)
- ・猫にも首輪と名札を付け、散歩時は引き綱を持つ(迷い猫になっても保護した人から連絡が来やすくなる)
- ・飼う気の無い放浪猫へのえさやりはやめる(猫が集まり、フンやオシッコをまき散らして近所迷惑になる)



共通のマナー

散歩時は袋を携帯しフンは持ち帰る(公共の場である、道路や公園に置き去りにしない)



市民の声を活かす条例 審議会のうごき

●1月の審議会開催状況

開催日	審議会名称(担当課)	主な議題	公開区分	傍聴者数
19	第9回厚田区地域協議会(厚田支所地域振興課)	地域振興事業について	公開	0
23	第4回地域新エネルギービジョン策定委員会(環境課)	全体のまとめ	公開	1
24	第7回浜益区地域協議会(浜益支所地域振興課)	①平成19年度浜益区主要事業について(報告) ②地域自治区振興事業について	公開	0
26	第2回石狩浜海浜植物保護センター運営委員会(石狩浜海浜植物保護センター)	①平成18年度事業報告について ②平成19年度事業計画について	公開	0
31	第7回社会福祉審議会(福祉総務課)	①保育料の改定について(諮問) ②放課後児童会負担金徴収について	公開	1
31	第2回国民保護協議会(総合危機管理室)	石狩市国民保護計画の策定について	公開	1
31	第2回情報公開・個人情報保護審査会(文書・統計担当)	①地域と不在地主等との仲介事務に伴う税務課資料の目的外利用について(市民生活課)(諮問) ②不在地主等の連絡先調査に伴う税務課資料の目的外利用について(土木課)(諮問) ③不在地主等の連絡先調査に伴う税務課資料の目的外利用について(地域活力政策室)(諮問)	公開	0
	介護認定審査会(介護保険課)	要介護認定の審査、判定(1月中4回開催)	非公開	—

協働推進・男女共同参画担当 ☎72-3246
✉kyoudou@city.ishikari.hokkaido.jp

今後、おおむね30年にわたる石狩川下流(大臣管理区間)の具体的な河川整備計画の策定に当たり、「石狩川水系石狩川下流河川整備計画(原案)」についての縦覧や説明会、公聴会を開催し

石狩川水系石狩川下流河川整備計画(原案)縦覧等

HPからも送付可)
原案の説明会 3月15日(木)18時30分～ 4月18日(水)18時30分～ 札幌コンベンションセンター(札幌市白石区東札幌6・1)

改正法では、性別による差別禁止範囲の拡大、セクハラ防止措置の義務化、妊娠等を理由とする不利益取り扱いの禁止等が定められています。
問合せ 北海道労働局雇用均等室 ☎011-709-2715

浜益支所建設水道課
☎79-2120



ます。
縦覧期間 3月9日(金)～4月5日(木)
縦覧場所 市土地河川担当/石狩川開発建設部計画課(札幌市中央区北2西19)/札幌河川事務所(札幌市南区南32西8)/石狩川開発建設部

問合せ 札幌河川事務所計画課
☎011-581-3207

男女雇用機会均等法改正

働く人が性別で差別されることなく、また、働く女性が母性を尊重されつつ、その能力を十分に発揮するために、改正された男女雇用機会均等法が4月1日施行されます。

パブリックコメントの結果

以下の4つのテーマに対する市民の皆さんからの意見提出状況と検討結果についてお知らせします。



テーマ	意見の募集期間	意見の提出状況	検討結果	問合せ
第4期石狩市総合計画(戦略計画)の策定について	平成18年10月10日(火)～11月10日(金)	●意見の提出者4人、件数15件 ●説明会での意見9件 ●意見の延べ件数24件	採用6件、不採用2件、参考・記載済み・その他16件	企画調整課 ☎72-3639
石狩市財政再建計画の策定(「事務事業の見直し」を含む)	平成18年10月10日(火)～11月10日(金)	●意見の提出者10人、件数31件 ●説明会での意見16件 ●意見の延べ件数47件	採用1件、不採用12件、参考・記載済み・その他34件	行財政改革担当 ☎72-3633
悪臭の臭気指数規制について	平成18年12月15日(金)～平成19年1月15日(月)	意見の提出者0人、件数0件	—	環境課 ☎72-3240
市税の滞納者に対する行政サービス利用の制限について	平成18年12月20日(水)～平成19年1月19日(金)	意見の提出者1人、件数3件(匿名意見1件)	原案に賛成1件、その他2件	納税課 ☎72-3118

協働推進・男女共同参画担当 ☎72-3246 ✉kyoudou@city.ishikari.hokkaido.jp